

地 福 第 1229 号
令和 2 年 6 月 11 日

神奈川県登録介護支援専門員 各位

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員等の資格を喪失
しない取扱いについて (通知)

本県の福祉行政につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 2 年 2 月 25 日付「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて」及び令和 2 年 3 月 18 日付「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員法定研修の臨時的な取扱いについて (第 2 報)」(厚生労働省老健局振興課事務連絡)により、神奈川県では、令和 2 年 8 月 31 日まで介護支援専門員法定研修の開催を延期する方針としています。

併せて、介護支援専門員証や主任介護支援専門員の有効期間満了日が令和 2 年 2 月 28 日以降の場合、県が認める期間内は資格を喪失しない取扱いとすることを御案内していましたが、有効期間が令和 2 年 2 月 28 日から令和 4 年 3 月 31 日までに満了する者について、以下のとおり資格を喪失しない取扱いの期間の終期を定めましたので、お知らせします。

詳細については、別紙に記載していますので、御確認ください。

【介護支援専門員等の資格を喪失しない取扱いの期間】

介護支援専門員証及び主任介護支援専門員 の有効期間満了日	資格を喪失しない取扱いの 期間の終期
令和 2 年 2 月 28 日から令和 3 年 3 月 31 日まで	令和 4 年 3 月 31 日
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで	令和 5 年 3 月 31 日

問合せ先
福祉介護人材グループ 達村、高木
電話 045-210-4755 (直通)